

重要事項説明における各法令に基づく制限等についての概要一覧

No	法令	概要
2	建築基準法	●災害危険区域について ・富士・東部建設事務所 0554-22-7800 土砂災害警戒区域マップ - 山梨県土砂災害警戒情報 HP を参照 ●その他集団規定 ※大月市都市計画等で制限等の定めのあるものについては次のとおり確認のこと（下記以外は関係法令参照） 1）（容積率）法第 52 条 （建蔽率）法第 53 条 （屋根） 法第 22 条 大月駅前が防火指定 大月市都市計画総括図 HP を参照 （区分なし（非線引き）） 2）建築協定、外壁の後退距離 ①猿橋町桂台 03-6228-7427（清水総合開発） ②賑岡町ゆりヶ丘 0554-23-8001（大月市総務管理課） 3）緑地協定 猿橋町桂台 03-6228-7427（清水総合開発） 4）その他（各HP参照） （道路の定義）法第 42 条 まっぴ de 山梨 （日影による中高層の建築物の高さの制限）第 56 条の 2 山梨県建築基準法施行条例 （積雪荷重）施行令第 86 条第 3 項 山梨県垂直積雪量
7	景観法	●大月市景観条例参照（市内全域）
8	土地区画整理法	●大月市土地区画整理事業施行条例なし 駒橋地区で 1 か所告示あり（現状進んでいない）

他 問い合わせ先

国道	国土交通省大月出張所	0554-22-2411
	大和出張所	0553-48-2514
県道	富士・東部建設事務所	0554-22-7800
市道	大月市建設課	0554-20-1839
上水道	東部地域広域水道企業団	0554-22-0099
簡易水道・下水道	大月市地域整備課	0554-20-1856
埋蔵文化財	大月市郷土資料館	0554-23-1511